

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

(地勢)

滝沢市は、県都盛岡市の西北部に隣接しており、明治22年の町村制による滝沢村発足以降、合併することなく124年間の村政を継続し、平成26年1月1日に滝沢市として新たに歩みだした市である。

市の北西に秀峰岩手山を望み、岩手山周辺の北部・西部地域は広大な酪農地帯、南部地域は流通産業地帯と稲、野菜等を中心とした都市近郊型農業地帯、東部と中央部は、市役所等の公共機関と大規模な住宅街となっており、県都盛岡市のベッドタウンとしての都市機能と酪農・農業の基盤となる雄大な自然が同居している。

道路網は国道4号、国道46号が、鉄道網はJR田沢湖線、IGRいわて銀河鉄道線が市内を縦横断しており、路線バスの始発点も市内に数か所あるほか、主要地方道盛岡環状線も市内を縦断しており、生活における交通の要所となっている。そして、東北縦貫自動車道が市内を縦断し、平成31年4月に滝沢中央スマートインターチェンジが開通したことで、市内には2つのインターチェンジが設置されており、物流及び経済活動の活性化に寄与している。

平成29年4月には、市民活動の拠点となる交流拠点複合施設 ビッグルーフ滝沢が市役所前にグランドオープンし、交通、住民同士の連結点機能と併せて、地域の交流機能の強化が図られている。

このほか、市内には国・県等の研究施設、岩手県立大学・短期大学、盛岡大学・短期大学等の高等教育機関が集積し、県内最大の学園都市としての機能があり、人口に対する若い世代の比率が比較的高くなっている。

(人口構造)

本市の人口は、昭和50年代より大規模な民間宅地開発、事業所の立地が進み、急激な人口の増加により平成25年度に5万5千人を突破した。また、人口の伸びは鈍化傾向にあるが、出生数は450人前後を維持している。県内自治体の中では比較的高齢化率は低いものの、近年では少子高齢化が急速に進んでおり、人口55,273人、高齢化率26.62%（令和4年12月末現在）となっている。

(産業構造)

本市の産業は、急激な人口の増加に呼応し事業所等も増加、現在は、令和2年に1,641事業所、主な産業別事業所としては、卸売業・小売業が335事業所（16.39%）、建設業が269事業所（16.39%）、医療・福祉が186事業所（11.33%）、宿泊・飲食サービス業と生活関連サービス・娯楽業が共に約130事業所（7.92%）と第三次産業が多い都市型の産業構造となっている。

産業別就業者数は、第一次産業が5.02%、第二次産業が21.89%、第三次産業が71.03%であり、市民の多くがサービス産業に従事している。

市の南西には、製造業及び物流業の集積地である盛岡西リサーチパークがあり、市の中央部から東部には大規模製造業が古くから立地し地域の雇用を生んでいる。

また、市の北部、岩手県立大学の周辺地域には、岩手県、岩手県立大学、滝沢市の3者で整備した、滝沢市IPUイノベーションセンター、同イノベーションパークがあり、首都圏等から約20社のソフトウェア関連を中心とした企業が立地し、岩手県内最大のICT関連産業の拠点として雇用の創出のほか、若い世代の“新たな価値の創造”に向けた取組が進められている。

岩手県立大学周辺地域は、産学官連携により、若い世代が夢を描き、夢を叶える場として、また、今後の日本の成長戦略を支える研究・開発の発信地として、岩手県のみならず、全国が注目する地域として成長する可能性を秘めた地域となっている。

(中小企業者の実態等)

本市の1,641事業所中、本社等を市内に有する市内事業所において、中小企業基本法における大企業の立地はなく、市内事業所の全てが中小企業（製造業：3億円以下・300人以下、卸売業：1億円以下・100人以下、小売業：5千万円以下・50人以下、サービス業：5千万円以下・100人以下）となっている。また、中小企業基本法における小規模企業者が、市内事業所の67.11%を占めている。

令和4年12月の盛岡公共職業安定所管内における全産業における新規求人倍率は2.04倍、有効求人倍率は1.30倍となっている。

また、平成29年度において滝沢市商工会が市内事業所に対して実施した事業承継に係るアンケート調査において、経営者の高齢化、後継者がいないなどの事業承継が課題となっている。具体的には、アンケート回答のあった事業者のうち60代以上の経営者が50.7%と半数を占め、事業の承継者がいない割合が55%となっている。後継者が見つからないという経営者の多くは、自分の代での廃業を検討しており、経営者の高齢化と相まって事業承継の問題が廃業理由の要因となっている。

(2) 目標

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、個別企業または市内の中核企業を中心にしたグループが、労働生産性等の向上を目的に、現状の設備を更新、または新たな設備導入により、経営基盤の強化、事業の競争力、経営基盤の安定力を高め、更なる経済発展を目指す。

これを実現するための目標として、計画期間中に6件の先端設備等導入基本計画の認定を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に

関する基本方針に定めるものをいう。)が年率3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、サービス業、建設業、小売業、卸売業、製造業等と多岐に渡り、多様な業種が市内経済、雇用を支えている。これら市内の全業種において、少子高齢化、労働生産性人口の減少、経営者の高齢化等の諸課題を抱えていることから、広く中小企業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本市における基本計画で定める先端設備等の種類は、多様な産業の様々な設備投資を支援する観点から、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項で規定する先端設備等の全てとする。

ただし、太陽光発電関連設備は雇用の創出及び安定を図る等の観点から、自己の工場や事務所等建築物の屋上に設置するもので、全量売電を目的とせずその発電電力を直接生産等に供するものに限り対象とする。

3 先端設備等の導入の促進に関する事項

(1) 対象地域

本市は、県都盛岡市に隣接し、住宅団地等の開発により盛岡市市街地から連続的に市街地が形成されている。

市内中央部は、都市型産業を中心に主に第三次産業が集中している。市内西部及び北西部には、盛岡西リサーチパークを中心に産業業務団地が整備され、第二次産業及び第一次産業が集約している。また、市内北部には、岩手県立大学を始めとした国・県の公設試験場等が集約しており、滝沢市IPUイノベーションセンター、同パークへのIT企業の集積が図られている。

このように、市内の産業分布を考慮し、本市基本計画における対象地域は、市内全域を対象地域とする。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、令和2年に1,641事業所、主な産業別事業所としては、卸売業・小売業が335事業所(16.39%)、建設業が269事業所(16.39%)、医療・福祉が186事業所(11.33%)、宿泊・飲食サービス業と生活関連サービス・娯楽業が共に約130事業所(7.92%)と第三次産業が多い都市型の産業構造となっている。

また、製造業が91事業所(5.54%)、情報通信業32事業所(1.89%)があり、全産業に占める事業所割合は多くは無いが、全従業者数の11.64%が同産業に従事しており、第一次産業、第二次産業、第三次産業の幅広い業種が市内に立地していることから、本計画における対象業種は全業種とする。

生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

本市における先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

本市における基本計画で定める先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項については、以下のとおりとする。

(1) 先端設備等導入計画により人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない。また、設備導入に伴う人員の増加が労働生産性の評価に当たって不利にならない等、雇用の安定に配慮する。

(2) 公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(3) 市町村税を滞納している者については、先端設備等導入計画の認定の対象としない等、納税の円滑化及び公平性に配慮する。